

平成25年度

教育行政執行方針

平成25年3月

浦臼町教育委員会

～はじめに～

平成25年第1回浦臼町議会定例会にあたり、浦臼町教育委員会が所管します教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。現在私達を取り巻く社会環境は、昭和50年から出生数が200万人を割り込んで以来の人口の減少、少子高齢化、更には、社会や経済のグローバル化やバブル経済破綻から長期的な景気の低迷による産業構造の変革や領土問題に関わる近隣諸国との摩擦、そして、東日本大震災から2年が経過し早急なる復旧、復興、経済の再生に向け新政権下において数多くの施策を展開しているところであり、住みよい社会基盤の安定に向け期待しているところでもあります。教育面においては、指導における体罰問題をはじめ、いじめによる自殺、凶悪化する犯罪、子どもへの虐待、貧困が招く子どもを巻き添えにする自殺、等々解決すべき問題が山積しております。私たち教育行政に携わる者は、日々変化する社会情勢を踏まえ、これから立ち向かう新たな社会、経済に耐え、希望に満ちた新時代を築くためには、心豊かで逞しく生きる力を持った、力強い人材の育成に努める必要があります。この実現に向けて、すべての子ども達が、健やかな体、人の痛みがわかる心の育成、社会に立ち向って行ける学力・知識の育成のために、学校・家庭・地域が一体となり取り組んで行く必要があります。そのためには、我が町の歴史、風土を理解し、ふるさと愛と、郷土に誇りを持てる子どもたちにし、浦臼の将来に確かなる力となる教育の推進に努めてまいります。

さらには、今の浦臼町を築いて頂いた皆さんと、まちの繁栄に力を注いでおられる方々と、ふるさと浦臼を引継ぎ町民一丸となって人と人との繋がりを大切にした教育行政の充実を図り、明るく知性に溢れたまちの実現に向け関係部局や関係機関団体との連携を深め生涯学習の推進に努めてまいります。

以下、項目毎に推進方針と主な施策を申し上げます。

～基本方針～

浦臼町教育委員会では、教育基本法の改正などで明確となった教育理念を踏まえ、「生きる力」を育成すると、「浦臼町民の誓い」・「浦臼町まちづくり中期計画」及び「浦臼町教育目標」等を基幹とした、継続性のある教育行政を推進してまいります。

◇ 学校教育においては、子どもたちが、生まれ育った、ふるさと浦臼に誇りを持ち、将来に向かって夢や希望を描ける子どもを育ててまいります。

そのためには、家庭における「しつけ」、学校における「まなび」、地域社会における「きずな」、家庭・学校・地域の三位一体となった協働の態勢を築くことに努めます。

◇ 支援、重点課題として、保護者への教育負担の軽減策とし、就学援助制度の検討見直し、高校生通学等支援助成金の継続、幼児教育の他に特別保育の拡大充実を図り、子どもが安心し、学び、郷土愛を育む環境づくりに努めます。

～確かな学力の定着～

◇ 教育課程について、教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成するためには、生きる力を支える「確かなる学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視し伝統文化を尊重した郷土に誇りを持ち愛する心を持てるよう幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領を忠実に実施し各学校等の経営計画での目標達成に努めてまいります。

学習指導要領の趣旨やねらいを踏まえ、言語活動を重視した教育、更には、直接文化芸術に触れ学べる機会を設け、子ども達の才能の発見、学習意欲に繋がる教育を進めます。

また、学習指導要領に基づく教科における国旗・国歌の適切な指導実施を通して、子どもたちの国や郷土を愛する心、国際社会を理解する人間としての態度を育成するよう、意を配します。

◇ 学習指導について、平成 24 年度の全国学力・学習状況調査結果では、小、中学校共にほぼ全国平均値にあり、各教職員の日頃からの的確な指導に感謝しているところですが、現状に甘んずることなく基礎的知識・技能をしっかりと身に付けさせるため、放課後、長期休業期間を利用した学習会、家庭との連携を通して、望ましい学習の習慣づくりを進めてまいり、幼小中連携教育の推進、特別支援教育の適切な指導・支援に努めてまいります。

中学校においては、耐震老朽に伴う改築工事で、生徒、教職員には大変不便な思いをお掛けしましたが、本年度から教育環境が整い、生徒に取っては、学習に集中でき、更なる学力向上に繋がるものと期待しております。

平成 24 年度から新学習指導要領による、武道の必修化により、「柔道」を選択し、今年で 2 年目となり、授業も本格的に柔道着をつけた授業となることから、体育専門教諭の他に柔道経験のある補助員を付け、安全面に配慮し効果的な指導により、我が国、固有の伝統と文化に触れることで、礼節と相手への尊敬の念の習得に努めてまいります。

また、この授業に係る柔道着は教育支援とし無償貸与を考えております。

～健やかな心と体の育成～

- ◇ 道徳教育については、日常生活の見直し、や副読本「心のノート」を活用し、勤労・自然愛護などの体験等を通し心に響く道徳指導の充実・推進に努めてまいります。
- ◇ 生徒指導・教育相談の充実として、日常の生活における生徒の言動や行動において、身近な指導・観察・相談活動を通して児童生徒の心の変化をとらえ、好ましい人間関係づくりを推進してまいります。
- ◇ いじめについて、各学校においては発生していないと認識しておりますが、アンケート結果においては、仲間はずれ、悪口を言われた等回答がありました。担任教諭による聞き取り、対話の中で問題視するような事例でないと判断しております。

しかし、いじめられた側の痛みは計り知れないものがあることから、日頃から児童生徒の行動に注視し、人間として絶対に許されないという認識に立ち、未然防止・早期発見・早期対応し、いじめられている子を守ることを基本に、根本からの問題解決を学級・全校で取り組む体制づくりや学校との連携を密にし、適切な対応に努めてまいります。

- ◇ 不登校について、慢性化した児童にならぬよう、早期の学校復帰に向け、適応指導教室との連携を深め、学校挙げて取り組んでいるところですが、十分な改善に至っていないのが現状です。

日常的な指導と把握、学校のみならず家庭・地域・関係機関団体との連携を図り、健全化に向け取り組んでまいります。

- ◇ 健やかな体力の向上について、学校では体育授業や部活動の工夫を通して、家庭では規則正しい生活習慣「早寝・早起き・朝ご飯」・地域において

は体育的事業を通し連携を深め、継続的な運動習慣づくりを進め、健やかで逞しい体の育成に努めてまいります。

◇ 学校給食については、奈井江・浦臼町学校給食組合と連携を図り、栄養教諭を計画的に活用し、栄養豊かで安全・安心な給食の提供と地元食材の活用及び食育の推進に努め、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため日々の生活習慣づくりに努めてまいります。

◇ 学校保健について、教育委員会では、北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例に基づき本年から幼児、児童を対象にむし歯予防のため、幼稚園、学校におけるフッ化物洗口に向けた環境整備を積極的に推進してまいります。

～信頼される学校づくり～

◇ 学校運営については、全職員による学校経営方針の実現と経営の改善・充実を図り、学校関係者評価の実施と結果の公表を通し、保護者や地域に開かれた学校づくりの推進に努めてまいります。

また、教職員の校内研修を充実させ、更には町内教職員で構成する教育振興会において研究会、研究発信、情報交換する事により、小中の連携交流を深め相乗効果による資質を高め、職員の服務規律の徹底と規範意識の向上に努めてまいります。

◇ 子どもたちの安全確保については、火災や地震などの発生時に適切な行動が取れるよう、避難訓練などの防災教育の推進や事件・事故に対する危険予測、危機回避能力を身に付けさせる防犯教育を進め、登下校等の校外における対策として、通学路の安全確認や不審者対応等、行政、PTA連合会・浦臼防犯協会との連携を密に児童生徒の安全確保に努めてまいります。

～家庭・地域における教育力の向上～

◇ 家庭教育については、家庭は、社会の最小単位であり家族みんなの安らぎの場で親子の絆で結ばれた中から、生活のルールをしつける大切な場であり、子どもが基本的な生活習慣による食習慣、健康な心身の育成により食を大切に作る心、自分がかげがえのない存在なのだという安心感、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観や社会的マナーを身につけることの促進に努めてまいります。

- ◇ 地域の教育力については、安心・安全なふれあい、学びの場の提供として「放課後子ども広場」の継続を図り、異年齢の仲間との交流を通じて様々な体験を積み重ねることにより、情操や人間性を高め、教育力の向上に努めてまいります。

ボランティア等による読み聞かせ、世代間の交流を深め地域ぐるみで学校の支援を進めてまいります。地域の教育力は、本来、家庭の教育力を支え、相互に影響しあう関係にあることから地域行事への参加促進を図るために、保護者等への情報提供に努めます。

～学習環境の整備～

- ◇ 中学校では、本年度から全ての学習環境が整い安心安全な環境での教育がスタート致しました。
- ◇ 小学校では、第1次耐震診断結果において耐震強度基準値を下回っていることから、早期の耐震補強と大規模改修の実現が急がれており、昨年第2次耐震診断調査を実施し、本年度は耐震改修・大規模改修に向けた実施設計に入ります。
- ◇ 幼稚園においては、昭和50年度に完成したブロック造の建物で経年による劣化や耐震性についての不安等あることから建物の耐力度調査をし、結果を勘案しながら今後の幼稚園運営等について検討してまいります。

～社会教育の振興～

- ◇ 生涯学習の推進については、「浦臼町第7次社会教育中期計画」をもとに、町民一人ひとりが生きがいをもち「生き生き学ぶ自分を創る」を目的に、住民・時代のニーズに柔軟に対応しながら各年齢層に応じた学習・交流及び健康の増進、維持を促進し、生涯にわたる学習の充実に努めてまいります。
- ◇ 芸術、文化について、優れた文化・芸術に直接触れる機会の提供、読書活動の推進を図り、豊かな心と、潤いのある生活の実現を目指します。
乳幼児にはブックスタート事業や読み聞かせボランティア活動への支援の充実に努めてまいります。
- ◇ 文化財について、郷土史料館を中心とした保護・保存、並びに郷土の歴史を学び、子どもたちに伝承することにより、ふるさとを愛し、誇りのもてる

子どもの育成に努めてまいります。

また、アイヌ遺跡や浦臼の入植地、開拓者への頌徳碑等劣化が進んできていることから保全に向けた調査、対策を講ずるとともに、我が町には、坂本龍馬ゆかりの地として坂本家に纏わる貴重な資料も数多く有ることから、町民皆さんにより深く知って頂き、新たな資源となるよう積極的な活動を続けてまいります。

～スポーツの振興～

- ◇ スポーツについては、子どもから高齢者、障がい者など、年齢、体力、技術に応じた多様な軽スポーツと場所を提供し、誰もが、いつ、どこでも親しめる生涯スポーツを目指します。また、スポーツ推進委員と連携し指導者の育成を図り、結果我が町の子ども達が各種大会等の参加の機会を得たときには積極的支援を図り、町全体のスポーツ普及拡大に努めてまいります。

～社会教育の振興～

- ◇ 社会教育関係団体については、自主的・自発的な活動支援の連携を通じて、文化活動など地域活動の取組みを推進してまいります。
- ◇ 関係施設の利用管理については、広域連携（1市3町、歌志内市・奈井江町・上砂川町・浦臼町）による公共施設の相互利用を平成24年度から実施し、住民サービス・利便性の向上や住民間の交流を促進し、施設の有効利用を図っております。今後においては、施設の利用状況、使用料等検証し運営の見直しも必要かと考えております。

～ む す び ～

以上、教育は、人づくり、まちづくりにあるとの基本的な考えに立ち、家庭・学校・地域において、それぞれの役割を果たし、未来を担う子どもたちの健やかな成長と、生涯を通して豊かに学ぶことが出来る学習社会を築くよう努めてまいります。

執行にあたり、関係機関等と連携し、浦臼の教育振興と発展に、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解ご協力を心からお願い申し上げ、本年度の教育行政執行方針と致します。